

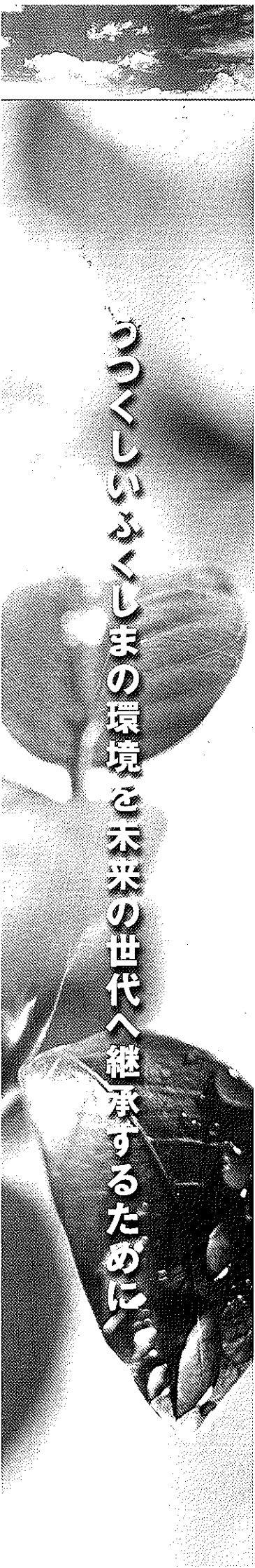
# 産業廃棄物の あらまし

福島県では循環型社会づくりに向けて  
平成18年4月1日から産業廃棄物税を導入します。

うつくしいふくしまの環境を未来の  
世代へ継承するために



うつくしま、ふくしま。  
福島県



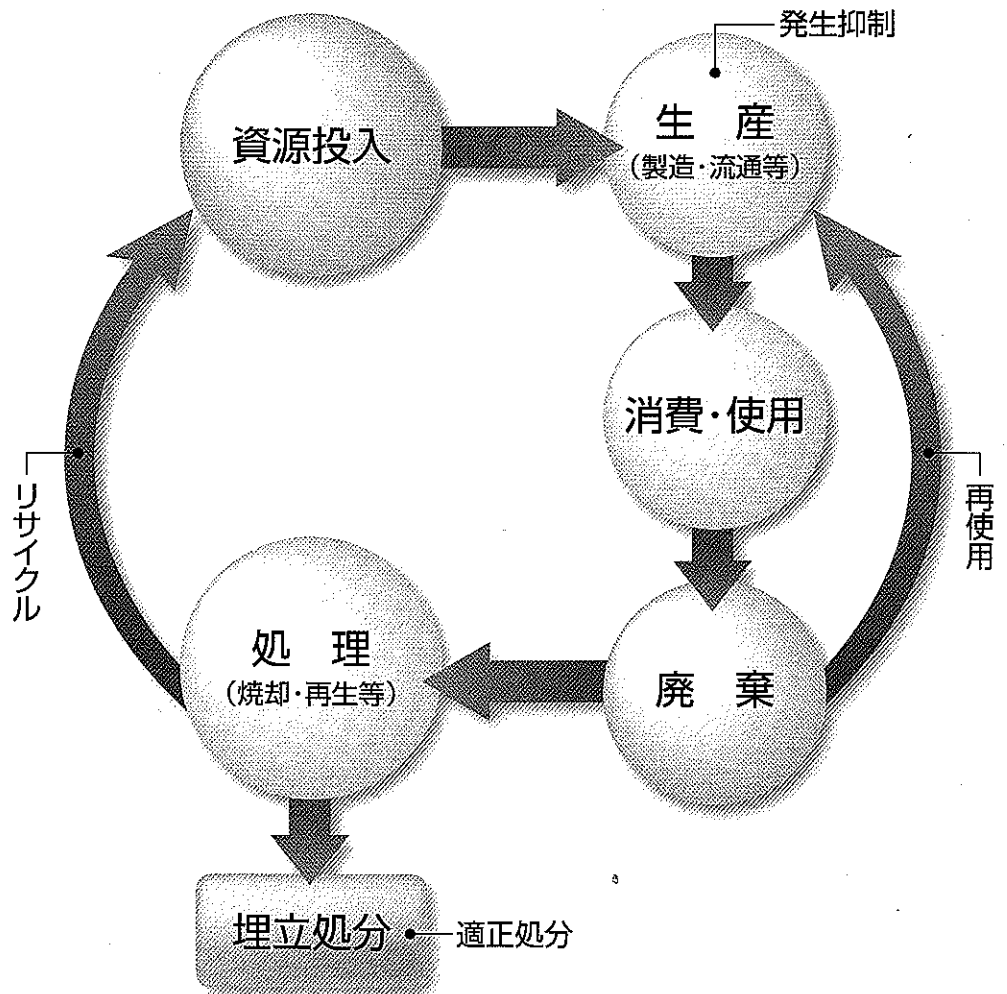
環境を未来の世代へ継承するために

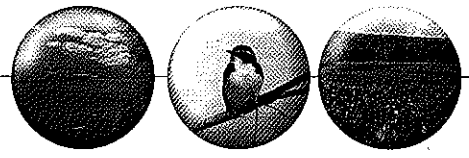
## 導入の背景

私たちは、これまで大量生産、大量消費、大量廃棄による物質的に豊かな生活を享受した反面、多くの環境問題を引き起こしてきました。21世紀においては、こうしたライフスタイルを見直し、適正な資源循環が確保されること等により資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の実現を図ることが求められています。一方、県内には産業廃棄物の不法投棄等が後を絶たないこと、産業廃棄物処理施設に対する県民の不信や不安感など、解決しなければならない様々な課題があります。

県では、こうした産業廃棄物を取り巻く諸課題を解決するため、これまで排出事業者や処理業者等の自主的な取組みの促進、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び平成16年4月に施行した福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例等に基づく規制的手法等での施策の拡充を図ってきましたが、これらの対策に加え、新たに市場経済の原理に沿った手法が、循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等に関する施策の財源とするため、産業廃棄物税を導入することとしました。

### 循環型社会のイメージ

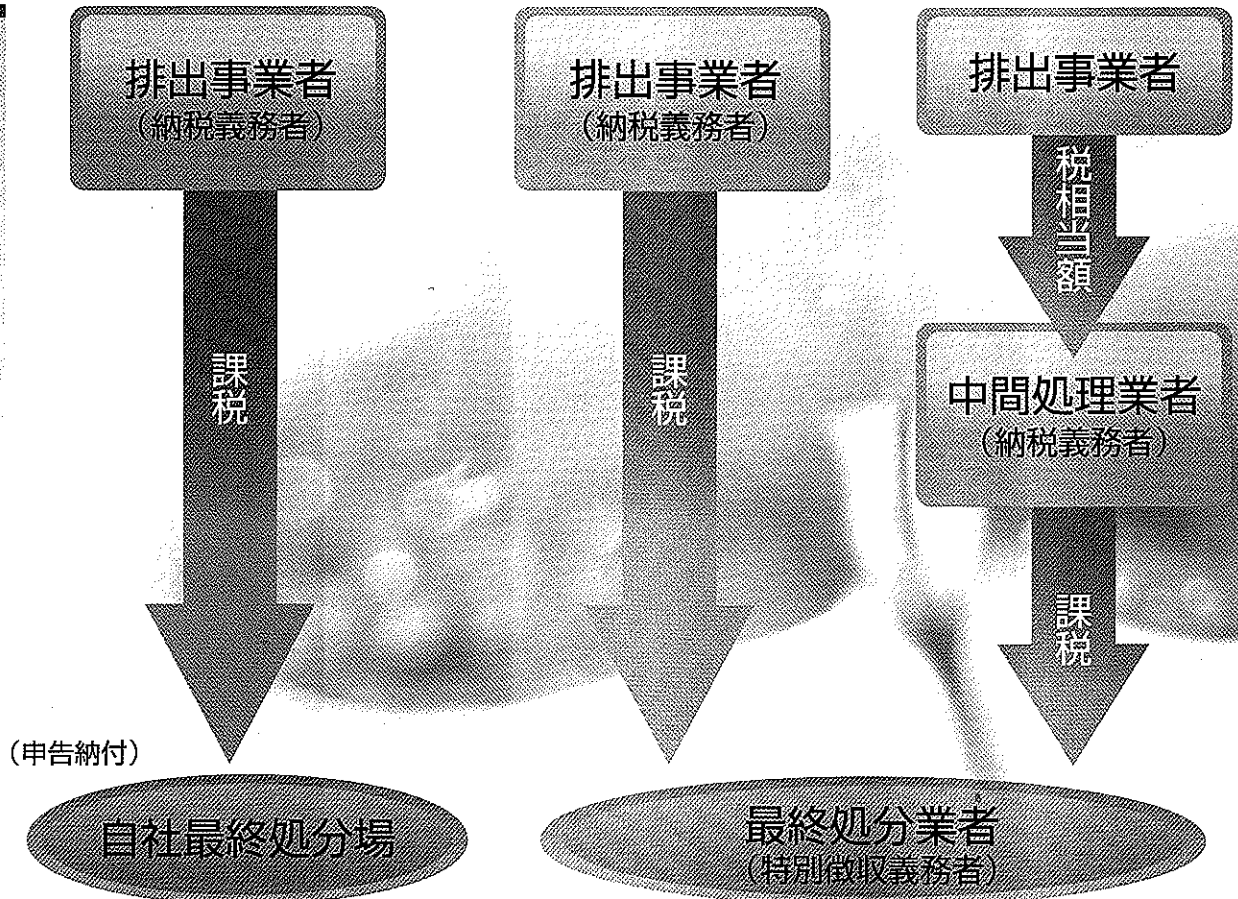




# 産業廃棄物税の概要

- 目的**
  - 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進します。
  - 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等の施策をより一層推進します。
- 納める人**
  - 県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。
- 納める額**
  - 産業廃棄物の最終処分場への搬入重量 1トンにつき1,000円
- 徴収の方法**
  - 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収となります。
  - 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合は、申告納付となります。

# 税の仕組み



# Question & Answer

## Q 中間処理業者に処理を委託した場合は課税されますか？

A 産業廃棄物税は産業廃棄物を最終処分場に搬入したときに課税されるため、中間処理業者の方に中間処理を委託した時点では課税されません。なお、中間処理後に残った廃棄物を最終処分場に搬入した場合は、中間処理業者の方が納税義務者となりますので、中間処理料金に産業廃棄物税相当分を転嫁(上乘せ)して、中間処理を委託した排出事業者の方に中間処理料金を請求することになります。このため、排出事業者の方は間接的に税の負担をすることとなります。

## Q 納める税額はいくらになりますか？

A 最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき1,000円です。  
実際の計算は、例えば、重量が4,321kgの場合、税額は次のようになります。  
 $4.321\text{トン} \times 1,000\text{円} = 4,321\text{円}$

## Q 排出事業者が自ら設置した最終処分場に搬入する場合はどうなるのですか？

A 排出事業者が自ら設置した最終処分場に搬入する場合も課税の対象となります。この場合申告納付による方法で税をおさめることとなります。

## Q 最終処分量はどうやって確認するのですか。

A 廃棄物処理法に基づき、排出事業者(中間処理業者を含む。)は産業廃棄物の処分委託に当たり、マニフェストを処理業者に交付する義務があり、最終処分が終了した時点で、処理業者からマニフェストの写しが送付されるので、それを照合することによって確認できます。  
また、最終処分業者は帳簿を作成し、処分量を記載し、保存する義務があります。

## Q 県外の排出事業者も課税されるのですか。

A 県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入される排出事業者の方には、県内、県外の事業者を問わず産業廃棄物税が課税されます。

## Q 産業廃棄物をリサイクルした場合はどうなるのですか。

A 産業廃棄物税は産業廃棄物を最終処分場に搬入した時点で課税されるため、リサイクルされた場合には課税されません。

## Q 重量が分からない場合はどうするのですか？

A 福島県の規則で定めた方法で、容量を重量に換算して税額を計算します。

## 問い合わせ先

### 産業廃棄物税に関すること

総務部税務課

TEL024-521-7067

### 産業廃棄物税の用途に関すること

生活環境部生活環境総務課

TEL024-521-7156

### 産業廃棄物に関すること

生活環境部産業廃棄物課

TEL024-521-7264